

議 案 及 び 説 明 並 び に 参 考 資 料

令 和 5 年 5 月 臨 時 会

池 田 市

目 次

1 報 告 第 1 号	専決事項の指定に係る処分報告について	1
専決指定第1号	損害賠償の専決処分について	2
2 報 告 第 2 号	処分報告について	3
専 決 第 1 号	池田市市税条例の一部改正について	4
	説 明	10
	参 考	13
3 報 告 第 3 号	処分報告について	28
専 決 第 2 号	令和4年度池田市一般会計補正予算（第15号）	29
	説 明	33
	参 考	49
4 報 告 第 4 号	処分報告について	62
専 決 第 3 号	令和5年度池田市一般会計補正予算（第2号）	63
	説 明	65
	参 考	73
5 報 告 第 5 号	債権の放棄に係る報告について	85
6 議 案 第 35号	池田市監査委員の選任について	92
7 議 案 第 36号	池田市監査委員の選任について	93
8 議 案 第 37号	令和5年度池田市一般会計補正予算（第3号）	95
	説 明	97
	参 考	107

報告第 1 号

専決事項の指定に係る処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 5 月 18 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

令和 4 年度中に解決した議会の委任による専決処分について報告するものである。

専決指定第 1 号

損害賠償の専決処分について

「専決事項の指定について（平成 1 9 年 9 月 2 8 日議決）」第 1 号及び第 3 号に基づき専決処分した損害賠償の額の決定及び当該損害賠償に係る和解は、以下のとおりである。

事 故 発生日	場 所	所 属	事故の種類等		損害賠償の額(円)		和 解 成立日
					相手側 負 担	市負担	
令 和 4 年 3 月 2 9 日	池田市 石橋 2-8-24	市民活力部	自動車事故 〔 大阪 800 〕 〔 そ 4982 〕	対物	0	44,000	令 和 4 年 7 月 1 9 日
令 和 4 年 6 月 1 4 日	池田市 建石町 7-21	市民活力部	自動車事故 〔 大阪 800 〕 〔 せ 3634 〕	対物	0	84,700	令 和 4 年 7 月 2 0 日
令 和 4 年 8 月 1 6 日	池田市 渋谷 3-16-9	市民活力部	自動車事故 〔 大阪 800 〕 〔 せ 3634 〕	対物	0	819,500	令 和 4 年 11 月 1 8 日

※所属の名称については、和解成立日現在におけるものを表記。

報告第 2 号

処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、池田市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 18 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

地方税法の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので専決処分したものである。

専決第 1 号

池田市市税条例の一部改正について

池田市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 3 1 日 専決処分

池田市長 瀧 澤 智 子

池田市条例第16号

池田市市税条例の一部を改正する条例

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第40条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第46条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第47条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「において」に改める。

第108条第1項及び第4項並びに第111条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第13条第1項中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改め、同条第2項中「第10項、第14項、第16項から第18項まで、第20項、第25項、第32項から第34項まで、第36項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第24項、第31項から第33項まで、第35項、第39項若しくは第43項」に改める。

附則第13条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第

2 5 項第 2 号イ」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ロ」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ハ」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」に改め、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ」に改め、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5 条第 3 2 項」に改め、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改め、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 4 3 項」を「附則第 1 5 条第 4 2 項」に改め、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 4 3 項」に改め、同条第 1 8 項を削る。

附則第 1 4 条中第 1 3 項を第 1 4 項とし、同条第 1 2 項各号列記以外の部分及び第 5 号中「附則第 7 条第 1 3 項」を「附則第 7 条第 1 7 項」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 1 項の次に次の 1 項を加える。

1 2 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 6 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第 34 条の 2 を削り、附則第 34 条の 2 の 2 を附則第 34 条の 2 とし、附則第 34 条の 2 の 3 を附則第 34 条の 2 の 2 とする。

附則第 34 条の 6 第 3 項を削る。

附則第 35 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 3 年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に、「のガソリン軽自動車」を「の法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(2)中「3, 900 円」とあるのは「2, 000 円」と、同号ア(3)(i)中「6, 900 円」とあるのは「3, 500 円」」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 8 項中「附則第 30 条第 8 項」を「附則第 30 条第 4 項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(2)中「3, 900 円」とあるのは「3, 000 円」と、同号ア(3)(i)中「6, 900 円」とあるのは「5, 200 円」」に改め、同項を同

条第4項とする。

附則第35条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第39条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の池田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された

この条例による改正前の池田市市税条例附則第 3 4 条の 2 及び第 3 4 条の 6 第 3 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 3 5 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 第 4 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

池田市市税条例の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）の施行等に伴い、本条例の一部改正を行ったものである。

1 市民税関係

- (1) 地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）の一部改正による様式の追加に伴う規定の整理

給与所得に係る個人市民税の特別徴収税額の納入に係る納入書並びに法人市民税の申告納付及び不足税額の納付に係る納付書について、様式を追加するものであること。

（第 40 条、第 46 条及び第 47 条の改正関係）

- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例の適用期限の延長

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例の適用期限を令和 8 年度まで延長するものであること。

（附則第 39 条の改正関係）

2 固定資産税及び都市計画税関係

- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴う規定の整理

固定資産税及び都市計画税の読替規定並びに地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る規定中の引用条項を改めるものであること。

（附則第 13 条及び第 13 条の 2 の改正関係）

- (2) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税

の減額措置の創設に伴う規定の整備

長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を実施した一定の要件を満たすマンションに係る固定資産税額の減額措置の申告について定めるほか、引用条項を改めるものであること。

(附則第 14 条の改正関係)

3 軽自動車税関係

(1) 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の廃止に伴う規定の整理

令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に取得した環境性能等について一定の要件を満たす 3 輪以上の軽自動車に適用される軽自動車税の環境性能割を非課税とする措置及びその税率を 2 パーセントから 1 パーセントに軽減する特例措置の廃止に伴い、所要の規定の整理をするものであること。

(附則第 34 条の 2 を削り、附則第 34 条の 2 の 2 を附則第 34 条の 2 とし、附則第 34 条の 2 の 3 を附則第 34 条の 2 の 2 とする改正関係及び附則第 34 条の 6 の改正関係)

(2) 軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の適用期限の延長

軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）のうち、3 輪以上のガソリン軽自動車であって燃費基準等について一定の要件を満たすものに適用される 25 パーセントの軽課措置にあつては適用期限を令和 7 年度まで、3 輪以上の軽自動車であって電気自動車等であるもの等に適用される 75 パーセント又は 50 パーセントの軽課措置にあつては適用期限を令和 8 年度まで延長するものであること。また、所要の規定の整備をするものであること。

(附則第 35 条及び第 35 条の 2 の改正関係)

4 市たばこ税関係

地方税法施行規則の一部改正による様式の追加に伴う規定の整理

たばこ税の申告納付及び不足税額等の納付に係る納付書について、様式を追加するものであること。

(第 1 0 8 条及び第 1 1 1 条の改正関係)

5 施行期日等

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、所要の経過措置を規定するものであること。

(改正条例附則関係)

報告第2号 参 考

池田市市税条例の一部を改正する条例対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第39条 (略) (給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) 第40条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>によって</u>納入しなければならない。 第41条～第45条の6 (略) (法人の市民税の申告納付) 第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。	第1条～第39条 (略) (給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) 第40条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式<u>若しくは第5号の15の2様式</u>又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>により</u>納入しなければならない。 第41条～第45条の6 (略) (法人の市民税の申告納付) 第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式<u>又は第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければならない。

改 正 前	改 正 後
2～4 (略) 5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。 6～16 (略) (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続) 第47条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項	2～4 (略) 5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。 6～16 (略) (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続) 第47条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。 2 前項の場合において、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又

改 正 前	改 正 後
又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3・4 （略） 第48条～第107条 （略） （たばこ税の申告納付の手続） 第108条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第106条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を	は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3・4 （略） 第48条～第107条 （略） （たばこ税の申告納付の手続） 第108条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第106条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を

改 正 前	改 正 後
施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第106条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2・3 (略) 4 法第475条第2項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第111条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。 第109条～第110条の2 (略) (たばこ税に係る不足税額等の納付手続) 第111条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する	施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第106条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2・3 (略) 4 法第475条第2項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第111条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式<u>又は第34号の2の5の2様式</u>による納付書によって納付しなければならない。 第109条～第110条の2 (略) (たばこ税に係る不足税額等の納付手続) 第111条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する

改 正 前	改 正 後
期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。 2 (略) 第112条～第142条 (略) 附 則 第1条～第12条の2 (略) (読替規定) 第13条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。 2 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項、第16項から第18項まで、第20項、第25項、第32項から第34項まで、第36項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定</u>の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第138条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	期限までに、施行規則第34号の2の5様式<u>又は第34号の2の5の2様式</u>による納付書によって納付しなければならない。 2 (略) 第112条～第142条 (略) 附 則 第1条～第12条の2 (略) (読替規定) 第13条 法附則第15条から第15条の3の2まで<u>又は第63条の規定</u>の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで<u>若しくは第63条</u>」とする。 2 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第24項、第31項から第33項まで、第35項、第39項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定</u>の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第138条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

改 正 前	改 正 後
第13条の2 (略)	第13条の2 (略)
2 (略)	2 (略)
3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、3分の2とする。	3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、3分の2とする。
4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、3分の2とする。	4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、3分の2とする。
5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、3分の2とする。	5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、3分の2とする。
6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、3分の2とする。	6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、3分の2とする。
7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、4分の3とする。	7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、4分の3とする。
8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、4分の3とする。	8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、4分の3とする。
9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、4分の3とする。	9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、4分の3とする。
10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、2分の1とする。	10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、2分の1とする。
11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する	11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する

改 正 前	改 正 後
る条例で定める割合は、2分の1とする。 1 2 <u>法附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 1 3 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 1 4 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 1 5 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 1 6 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 1 7 (略) 1 8 <u>法附則第64条</u>に規定する条例で定める割合は、0とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第14条 (略) 2～11 (略)	る条例で定める割合は、2分の1とする。 1 2 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 1 3 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 1 4 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 1 5 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 1 6 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 1 7 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第14条 (略) 2～11 (略) 1 2 <u>法附則第15条の9の3第1項</u>に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定

改 正 前	改 正 後
12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略)	<u>マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> <u>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u> <u>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</u> <u>(4) 当該工事が完了した年月日</u> <u>(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u> 13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) (略)

改 正 前	改 正 後
(5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) <u>13 (略)</u> 第15条～第34条 (略) <u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u> <u>第34条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第34条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第92条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> <u>第34条の2の2・第34条の2の3</u> (略) 第34条の3～第34条の5 (略) (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第34条の6 (略) 2 (略) <u>3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第93条の4</u> <u>(第2号に係る部分に限る。)</u>及び前項の規定の適用については、当該軽自	(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) <u>14 (略)</u> 第15条～第34条 (略) <u>第34条の2・第34条の2の2</u> (略) 第34条の3～第34条の5 (略) (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第34条の6 (略) 2 (略)

改 正 前	改 正 後								
<u>動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u> (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第35条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第94条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table> 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table> 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3	(略)		(略)		(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第35条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第94条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table> 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	(略)		(略)	
(略)									
(略)									
(略)									
(略)									

改 正 前			改 正 後		
号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。					
第2号ア(2)	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円			
第2号ア(3)(i)	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円			
	1 0, 8 0 0 円	5, 4 0 0 円			
第2号ア(3)(ii)	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円			
	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円			
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。					
第2号ア(2)	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円			

改			正			前			改			正			後		
第2号ア(3)(i)			6, 9 0 0 円			5, 2 0 0 円											
			1 0, 8 0 0 円			8, 1 0 0 円											
第2号ア(3)(ii)			3, 8 0 0 円			2, 9 0 0 円											
			5, 0 0 0 円			3, 8 0 0 円											
5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車¹が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車²が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																	
6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車¹が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車²が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項																	

改 正 前	改 正 後
<u>の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車</u>（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u> 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u>

改 正 前	改 正 後
(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第35条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第8項</u>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2～4 (略) 第36条～第38条 (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第39条 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわ	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第35条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第4項</u>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2～4 (略) 第36条～第38条 (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第39条 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわ

改 正 前	改 正 後
らず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡でなかったものとみなす。 3 (略) 第40条～第56条 (略)	らず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡でなかったものとみなす。 3 (略) 第40条～第56条 (略)

報告第3号

処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和4年度池田市一般会計補正予算（第15号）

令和5年5月18日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

地方交付税等の確定に伴い、令和4年度として予算化する必要が生じたので、専決処分したものである。

専決第2号

令和4年度池田市一般会計補正予算（第15号）

令和4年度池田市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49,556千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,133,874千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日 専決処分

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,100,000	341,116	2,441,116
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,100,000	341,116	2,441,116
11 地 方 交 付 税		4,366,571	156,598	4,523,169
	1 地 方 交 付 税	4,366,571	156,598	4,523,169
16 府 支 出 金		3,261,338	27,050	3,288,388
	2 府 補 助 金	426,921	27,050	453,971
18 寄 附 金		207,500	△44,320	163,180
	1 寄 附 金	207,500	△44,320	163,180
19 繰 入 金		1,911,224	△530,000	1,381,224
	1 繰 入 金	1,911,224	△530,000	1,381,224
歳 入 合 計		44,183,430	△49,556	44,133,874

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,113,051	△103,793	4,009,258
	1 総 務 管 理 費	3,175,750	△103,793	3,071,957
3 民 生 費		19,515,237	34,710	19,549,947
	1 社 会 福 祉 費	9,474,310	5,519	9,479,829
	2 児 童 福 祉 費	8,173,685	29,191	8,202,876
4 衛 生 費		6,583,990	3,580	6,587,570
	1 保 健 衛 生 費	5,212,706	3,580	5,216,286
7 商 工 費		256,133	10,000	266,133
	1 商 工 費	256,133	10,000	266,133
8 土 木 費		3,176,217	3,650	3,179,867
	4 都 市 計 画 費	1,933,042	3,650	1,936,692
10 教 育 費		5,097,818	5,709	5,103,527
	1 教 育 総 務 費	1,419,927	4,219	1,424,146
	6 社 会 教 育 費	636,122	1,490	637,612
13 予 備 費		159,347	△3,412	155,935
	1 予 備 費	159,347	△3,412	155,935
歳 出 合 計		44,183,430	△49,556	44,133,874

報告第3号 説 明

令和4年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 1 5 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,100,000	341,116	2,441,116
11 地 方 交 付 税	4,366,571	156,598	4,523,169
16 府 支 出 金	3,261,338	27,050	3,288,388
18 寄 附 金	207,500	△44,320	163,180
19 繰 入 金	1,911,224	△530,000	1,381,224
歳 入 合 計	44,183,430	△49,556	44,133,874

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総 務 費	4,113,051	△103,793	4,009,258			△103,693	△100	
3 民 生 費	19,515,237	34,710	19,549,947			36,230	△1,520	
4 衛 生 費	6,583,990	3,580	6,587,570			3,784	△204	
7 商 工 費	256,133	10,000	266,133			10,000		
8 土 木 費	3,176,217	3,650	3,179,867			3,650		
10 教 育 費	5,097,818	5,709	5,103,527	27,050		5,709	△27,050	
13 予 備 費	159,347	△3,412	155,935				△3,412	
歳 出 合 計	44,183,430	△49,556	44,133,874	27,050		△44,320	△32,286	

入

歳

2 歳 入

(款) 7 地 方 消 費 税 交 付 金

(項) 1 地 方 消 費 税 交 付 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,100,000	341,116	2,441,116	1 地 方 消 費 税 交 付 金	341,116	地方消費税交付金 341,116 追加
計	2,100,000	341,116	2,441,116			

(款) 11 地 方 交 付 税

(項) 1 地 方 交 付 税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	4,366,571	156,598	4,523,169	1 地方交付税	156,598	特別交付税 156,598 追加
計	4,366,571	156,598	4,523,169			

(款) 16 府 支 出 金

(項) 2 府 補 助 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費府 補 助 金	7,153	27,050	34,203	3 振興補助	27,050	振興補助 27,050 追加
計	426,921	27,050	453,971			

(款) 18 寄 附 金

(項) 1 寄 附 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 指定寄附金	207,500	△44,320	163,180	1 みんなでつくるまちの寄附金	△44,320	みんなでつくるまちの寄附金 △44,320 減額
計	207,500	△44,320	163,180			

(款) 19 繰 入 金

(項) 1 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	1, 899, 683	△530, 000	1, 369, 683	1 財政調整基金繰入金	△530, 000	財政調整基金繰入金 △530, 000 減額
計	1, 911, 224	△530, 000	1, 381, 224			

出

歳

3 歳 出

(款) 2 総 務 費

(項) 1 総 務 管 理 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	1,637,758	13,332	1,651,090			13,332		24 積 立 金	13,332	公共施設整備基金 503 追加 世界に誇れる安全で安心な まちづくり基金 12,829 追加
9 公益活動 促 進 費	6,802	979	7,781			979		24 積 立 金	979	公益活動促進基金 979 追加
13 自治体興費	387,758	△120,125	267,633			△120,025	△100	24 積 立 金	△120,125	みんなでつくるまち推進基 金 △120,125 減額
14 文化振興費	25,752	2,021	27,773			2,021		24 積 立 金	2,021	文化振興基金 2,021 追加
計	3,175,750	△103,793	3,071,957			△103,693	△100			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総 務 費	5,818,157	5,519	5,823,676			6,939	△1,420	24 積 立 金	5,519	福祉基金 5,519 追加
3 老人福祉費	121,887	0	121,887			100	△100			財源更正
計	9,474,310	5,519	9,479,829			7,039	△1,520			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉 総 務 費	5,084,408	29,191	5,113,599			29,191		24積 立 金	29,191	子ども・子育て基金 29,191 追加
計	8,173,685	29,191	8,202,876			29,191				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健衛生 総 務 費	944, 069	3, 580	947, 649			3, 580		24 積 立 金	3, 580	環境基金 3, 580 追加
計	5, 212, 706	3, 580	5, 216, 286			3, 580				

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 塵芥処理費	872, 049	0	872, 049			204	△204			財源更正
計	1, 371, 284	0	1, 371, 284			204	△204			

(款) 7 商 工 費

(項) 1 商 工 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 商工振興費	153,652	10,000	163,652			10,000		24積 立 金	10,000	事始め奨励基金 10,000 追加
計	256,133	10,000	266,133			10,000				

(款) 8 土 木 費

(項) 4 都 市 計 画 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
3 緑化事業費	24,263	3,650	27,913			3,650		24 積 立 金	3,650	緑化基金 3,650 追加
計	1,933,042	3,650	1,936,692			3,650				

(款) 10 教 育 費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
5 教育振興費	33,123	4,219	37,342			4,219		24 積 立 金	4,219	教育振興基金 4,219 追加
計	1,419,927	4,219	1,424,146			4,219				

(款) 10 教 育 費

(項) 5 給食センター費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 給食センター管理費	777, 114	0	777, 114	27, 050			△27, 050			財源更正
計	777, 114	0	777, 114	27, 050			△27, 050			

(款) 10 教 育 費

(項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
11 社会体育 振 興 費	11,202	1,490	12,692			1,490		24 積 立 金	1,490	スポーツ振興基金 1,490 追加
計	636,122	1,490	637,612			1,490				

(款) 13 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	159,347	△3,412	155,935				△3,412			予備費 △3,412 減額
計	159,347	△3,412	155,935				△3,412			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		17,078,000	—	17,078,000
	1 市 民 税	8,365,000	—	8,365,000
	2 固 定 資 産 税	6,556,000	—	6,556,000
	3 軽 自 動 車 税	124,000	—	124,000
	4 市 た ば こ 税	576,000	—	576,000
	5 入 湯 税	2,000	—	2,000
	6 都 市 計 画 税	1,455,000	—	1,455,000
2 地 方 譲 与 税		198,000	—	198,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	36,000	—	36,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	115,000	—	115,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	36,000	—	36,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	11,000	—	11,000
3 利 子 割 交 付 金		16,000	—	16,000
	1 利 子 割 交 付 金	16,000	—	16,000
4 配 当 割 交 付 金		90,000	—	90,000
	1 配 当 割 交 付 金	90,000	—	90,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		100,000	—	100,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	—	100,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 法 人 事 業 税 交 付 金		300,000	—	300,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	300,000	—	300,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,100,000	341,116	2,441,116
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,100,000	341,116	2,441,116
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		50,000	—	50,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	50,000	—	50,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		27,000	—	27,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	27,000	—	27,000
10 地 方 特 例 交 付 金		110,081	—	110,081
	1 地 方 特 例 交 付 金	106,081	—	106,081
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	4,000	—	4,000
11 地 方 交 付 税		4,366,571	156,598	4,523,169
	1 地 方 交 付 税	4,366,571	156,598	4,523,169
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000	—	12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	—	12,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		297,171	—	297,171
	1 負 担 金	297,171	—	297,171

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		896, 201	—	896, 201
	1 使 用 料	628, 555	—	628, 555
	2 手 数 料	266, 519	—	266, 519
	3 証 紙 収 入	1, 127	—	1, 127
15 国 庫 支 出 金		10, 566, 241	—	10, 566, 241
	1 国 庫 負 担 金	6, 322, 135	—	6, 322, 135
	2 国 庫 補 助 金	2, 974, 687	—	2, 974, 687
	3 国 庫 委 託 金	71, 614	—	71, 614
	4 国 庫 交 付 金	1, 197, 805	—	1, 197, 805
16 府 支 出 金		3, 261, 338	27, 050	3, 288, 388
	1 府 負 担 金	2, 492, 404	—	2, 492, 404
	2 府 補 助 金	426, 921	27, 050	453, 971
	3 府 委 託 金	27, 563	—	27, 563
	4 府 交 付 金	314, 450	—	314, 450
17 財 産 収 入		18, 811	—	18, 811
	1 財 産 運 用 収 入	8, 161	—	8, 161
	2 財 産 売 払 収 入	10, 650	—	10, 650
18 寄 附 金		207, 500	△44, 320	163, 180

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	207, 500	△44, 320	163, 180
19 繰 入 金		1, 911, 224	△530, 000	1, 381, 224
	1 繰 入 金	1, 911, 224	△530, 000	1, 381, 224
20 諸 収 入		789, 680	—	789, 680
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	20, 000	—	20, 000
	2 市 預 金 利 子	55	—	55
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141, 600	—	141, 600
	4 収 益 事 業 収 入	328, 440	—	328, 440
	5 受 託 事 業 収 入	1, 500	—	1, 500
	6 雑 入	298, 085	—	298, 085
21 市 債		1, 576, 800	—	1, 576, 800
	1 市 債	1, 576, 800	—	1, 576, 800
22 繰 越 金		210, 812	—	210, 812
	1 繰 越 金	210, 812	—	210, 812
歳 入 合 計		44, 183, 430	△49, 556	44, 133, 874

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		341,574	—	341,574
	1 議 会 費	341,574	—	341,574
2 総 務 費		4,113,051	△103,793	4,009,258
	1 総 務 管 理 費	3,175,750	△103,793	3,071,957
	2 徴 税 費	504,433	—	504,433
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	262,049	—	262,049
	4 選 挙 費	111,038	—	111,038
	5 統 計 調 査 費	19,275	—	19,275
	6 監 査 委 員 費	40,506	—	40,506
3 民 生 費		19,515,237	34,710	19,549,947
	1 社 会 福 祉 費	9,474,310	5,519	9,479,829
	2 児 童 福 祉 費	8,173,685	29,191	8,202,876
	3 生 活 保 護 費	1,866,862	—	1,866,862
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		6,583,990	3,580	6,587,570
	1 保 健 衛 生 費	5,212,706	3,580	5,216,286
	2 清 掃 費	1,371,284	—	1,371,284
5 労 働 費		42,935	—	42,935

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 労 働 諸 費	42,935	—	42,935
6 農 林 水 産 業 費		53,468	—	53,468
	1 農 林 費	53,468	—	53,468
7 商 工 費		256,133	10,000	266,133
	1 商 工 費	256,133	10,000	266,133
8 土 木 費		3,176,217	3,650	3,179,867
	1 土 木 管 理 費	548,022	—	548,022
	2 道 路 橋 り よ う 費	484,474	—	484,474
	3 河 川 費	54,759	—	54,759
	4 都 市 計 画 費	1,933,042	3,650	1,936,692
	5 住 宅 費	155,552	—	155,552
	6 災 害 防 止 費	368	—	368
9 消 防 費		1,308,743	—	1,308,743
	1 消 防 費	1,308,743	—	1,308,743
10 教 育 費		5,097,818	5,709	5,103,527
	1 教 育 総 務 費	1,419,927	4,219	1,424,146
	2 小 学 校 費	847,978	—	847,978
	3 中 学 校 費	1,196,751	—	1,196,751

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	219, 926	—	219, 926
	5 給 食 セ ン タ ー 費	777, 114	—	777, 114
	6 社 会 教 育 費	636, 122	1, 490	637, 612
11 公 債 費		3, 506, 539	—	3, 506, 539
	1 公 債 費	3, 506, 539	—	3, 506, 539
12 諸 支 出 金		28, 378	—	28, 378
	1 防 災 費	28, 378	—	28, 378
13 予 備 費		159, 347	△3, 412	155, 935
	1 予 備 費	159, 347	△3, 412	155, 935
歳 出 合 計		44, 183, 430	△49, 556	44, 133, 874

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	22,164,168	—	22,164,168
人件費	8,260,100	—	8,260,100
扶助費	10,397,529	—	10,397,529
公債費	3,506,539	—	3,506,539
投資的経費	1,945,042	—	1,945,042
その他の	20,074,220	△ 49,556	20,024,664
物件費	9,331,634	—	9,331,634
その他	10,742,586	△ 49,556	10,693,030
合 計	44,183,430	△ 49,556	44,133,874

一般会計

令和4年度		補正第15号		歳出款別節別内訳表										(単位：千円)	
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1	報酬	140,125	152,610	523,452	88,326	1,006	7,726	13,724	16,869	24,923	744,817		123		1,713,701
2	給料	30,117	599,978	470,863	338,102	3,041	14,471	7,008	200,166	417,527	498,340				2,579,613
3	職員手当等	84,849	793,233	433,179	288,129	2,157	12,056	8,288	168,816	445,462	533,895		4,959		2,775,023
4	共済費	57,698	246,838	226,319	141,158	1,438	5,625	5,071	79,122	163,208	264,856				1,191,333
5	災害補償費		300							100	30				430
6	恩給及び退職年金														
7	報償費	158	92,196	19,827	251,670	30	732	1,600	20	3,292	56,943		294		426,762
8	旅費	3,192	17,536	15,974	4,353	19	281	1,412	2,563	2,864	42,672				90,866
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085
10	需用費	4,129	233,142	87,943	415,079	157	6,627	3,756	99,479	90,752	353,867		5,824		1,300,755
11	役務費	1,138	104,896	46,379	36,381	345	225	380	993	4,317	32,470		6,418		233,942
12	委託料	5,031	929,796	734,023	3,217,197		965	21,294	1,002,887	4,445	906,903		8,854		6,831,395
13	使用料及び賃借料	1,188	428,039	75,162	30,198	18	757	2,616	154,399	3,148	251,240		14		946,779
14	工事請負費		34,000						535,300	11,000	1,004,000				1,584,300
15	原材料費			203	136				737	34	4,072				5,182
16	公有財産購入費			2,348											2,348
17	備品購入費	45	33,553	19,776	31,169	180	330		16	59,308	59,279		347		204,003
18	負担金補助及び交付金	12,904	167,777	3,183,877	136,986	34,544	3,673	52,981	115,792	60,657	267,220		1,481		4,037,892
19	扶助費		185	10,309,194	17,053						71,097				10,397,529
20	貸付金			2,724				138,000							140,724
21	補償補填及び賠償金		100	200	100				3,030		5,550				8,980
22	償還金利子及び割引料		51,109	265,707	230,647						50	3,506,539			4,054,052
23	投資及び出資金														
24	積立金		122,361	38,246	33,580			10,003	14,696		5,709		64		224,659
25	寄附金														
26	公課費		9	29	737					1,002	32				1,809
27	繰出金			3,094,522	1,326,569				784,982	16,704					5,222,777
	予備費													155,935	155,935
	()%	(0.8)	(9.1)	(44.3)	(14.9)	(0.1)	(0.1)	(0.6)	(7.2)	(3.0)	(11.6)	(7.9)	(0.1)	(0.3)	(100.0)
	計	341,574	4,009,258	19,549,947	6,587,570	42,935	53,468	266,133	3,179,867	1,308,743	5,103,527	3,506,539	28,378	155,935	44,133,874

一般会計

令和４年度		補正第１５号		歳出性質別節別内訳表				(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他	
１	報酬	1,713,701			1,713,701				1,713,701
２	給料	2,579,613			2,579,613				2,579,613
３	職員手当等	2,775,023			2,775,023				2,775,023
４	共済費	1,191,333			1,191,333				1,191,333
５	災害補償費	430			430				430
６	恩給及び退職年金								
７	報償費							426,762	426,762
８	旅費						90,866		90,866
９	交際費						3,085		3,085
10	需用費					100,000	1,200,755		1,300,755
11	役務費						233,942		233,942
12	委託料					118,599	6,712,796		6,831,395
13	使用料及び賃借料					774	946,005		946,779
14	工事請負費					1,584,300			1,584,300
15	原材料費						5,182		5,182
16	公有財産購入費					2,348			2,348
17	備品購入費					65,000	139,003		204,003
18	負担金補助及び交付金					60,221		3,977,671	4,037,892
19	扶助費		10,397,529		10,397,529				10,397,529
20	貸付金							140,724	140,724
21	補償補填及び賠償金							8,980	8,980
22	償還金利子及び割引料			3,506,539	3,506,539			547,513	4,054,052
23	投資及び出資金								
24	積立金							224,659	224,659
25	寄附金								
26	公課費							1,809	1,809
27	繰出金					13,800		5,208,977	5,222,777
	予備費							155,935	155,935
	計 ()%	(18.7)	(23.6)	(7.9)	(50.2)	(4.4)	(21.2)	(24.2)	(100.0)
		8,260,100	10,397,529	3,506,539	22,164,168	1,945,042	9,331,634	10,693,030	44,133,874

みんなでつくるまちの寄付金関係 補正予算参考資料

令和4年度 みんなでつくるまちの寄付内訳			事業充当額 (千円)	基金積立内訳	
寄 付 指 定 事 業	件 数	金 額(千円)		基 金 名	積立額(千円)
消防の充実に関する事業	81	1,384	-	みんなでつくるまち推進基金	79,875
地域コミュニティの推進に関する事業	55	960	-		
観光の振興に関する事業	239	4,191	-		
五月山動物園の整備事業	600	12,763	-		
五月山の保全事業	62	1,189	-		
郷土の歴史・文化・遺産を守り伝える事業	68	1,369	-		
歴史と伝統の「猪名川花火大会」応援事業	35	1,000	-		
指定無し	2,966	55,123	-		
商工、農林及び園芸の振興に関する事業	114	11,896	-	事始め奨励基金	10,000
市民安全の充実に関する事業	716	12,829	-	世界に誇れる安全で安心なまちづくり基金	12,829
公益活動の促進に関する事業	44	979	-	公益活動促進基金	979
文化の振興に関する事業	98	2,021	-	文化振興基金	2,021
環境の保全及び改善に関する事業(環境関係)	181	3,580	-	環境基金	3,580
環境の保全及び改善に関する事業(緑化関係)	35	3,650	-	緑化基金	3,650
保健福祉の充実に関する事業	244	5,519	-	福祉基金	5,519
高齢者健康維持・増進事業	81	1,420	1,420		
子育て支援の充実に関する事業	1,448	29,191	-	子ども・子育て基金	29,191
公共施設の充実に関する事業	33	8,003	7,500	公共施設整備基金	503
教育の充実に関する事業	223	4,219	-	教育振興基金	4,219
スポーツの振興に関する事業	71	1,490	-	スポーツ振興基金	1,490
まち・ひと・しごと創生事業(企業版ふるさと納税)	3	404	404		
計	7,397	163,180	9,324	計	153,856

報告第4号

処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和5年度池田市一般会計補正予算（第2号）

令和5年5月18日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

子育て世帯生活支援特別給付金の給付を開始することに伴い、予算化する必要が生じたので専決処分したものである。

専決第3号

令和5年度池田市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度池田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 3, 7 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 1, 7 8 4, 7 5 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月17日 専決処分

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		7,364,601	153,750	7,518,351
	4 国 庫 交 付 金	691,664	153,750	845,414
歳 入 合 計		41,631,000	153,750	41,784,750

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		18,520,055	153,750	18,673,805
	2 児 童 福 祉 費	8,169,097	153,750	8,322,847
歳 出 合 計		41,631,000	153,750	41,784,750

報告第4号 説 明

令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 2 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金	7,364,601	153,750	7,518,351
歳 入 合 計	41,631,000	153,750	41,784,750

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	18,520,055	153,750	18,673,805	153,750			
歳 出 合 計	41,631,000	153,750	41,784,750	153,750			

歳

入

2 歳 入

(款) 15 国 庫 支 出 金

(項) 4 国 庫 交 付 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国 庫 交 付 金	478,429	153,750	632,179	3 新型コロナ ウイルス感 染症セーフ ティネット 強化交付金	153,750	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化 交付金 153,750 追加
計	691,664	153,750	845,414			

歳

出

3 歳 出

(款) 3 民 生 費

(項) 2 児 童 福 祉 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉 総 務 費	5, 158, 048	6, 974	5, 165, 022	6, 974				1 報 酬	3, 704	非常勤職員報酬 3, 704 追加
								3 職員手当等	2, 259	時間外勤務手当 1, 639 追加 期末手当 620 追加
								4 共 済 費	771	共済組合負担金 771 追加
								8 旅 費	240	費用弁償 240 追加
2 子 育 て 支 援 費	2, 688, 250	146, 776	2, 835, 026	146, 776				10 需 用 費	290	消耗品費 242 追加 印刷製本費 48 追加
								11 役 務 費	1, 039	通信運搬費 507 追加 電信料 301 追加 郵便料 206 追加 手数料 532 追加
								12 委 託 料	4, 224	電算委託料 4, 224 追加
								13 使用料及 び賃借料	773	物品借上料 259 追加 機器借上料 514 追加
								18 負担金補助 及び交付金	140, 450	交付金 140, 450 追加
計	8, 169, 097	153, 750	8, 322, 847	153, 750						

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

一 般 職

()内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(1,073) 人 632	千円 1,566,632	千円 2,670,532	千円 2,418,328	千円 6,655,492	千円 1,343,144	千円 7,998,636
補 正 前	(1,071) 人 632	1,562,928	2,670,532	2,416,069	6,649,529	1,342,373	7,991,902
比 較	(2) 人 0	3,704	0	2,259	5,963	771	6,734

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務手当	期 末 勤 勉 手 当	増 減 事 由
	補 正 後	千円 174,884	千円 1,448,593	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に伴う増加
	補 正 前	173,245	1,447,973	
	比 較	1,639	620	

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,726,700	—	16,726,700
	1 市 民 税	7,913,900	—	7,913,900
	2 固 定 資 産 税	6,638,000	—	6,638,000
	3 軽 自 動 車 税	127,800	—	127,800
	4 市 た ば こ 税	561,000	—	561,000
	5 入 湯 税	3,000	—	3,000
	6 都 市 計 画 税	1,483,000	—	1,483,000
2 地 方 譲 与 税		210,300	—	210,300
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	34,000	—	34,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	114,000	—	114,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	51,000	—	51,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	11,300	—	11,300
3 利 子 割 交 付 金		14,000	—	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000	—	14,000
4 配 当 割 交 付 金		140,000	—	140,000
	1 配 当 割 交 付 金	140,000	—	140,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		70,000	—	70,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000	—	70,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 法 人 事 業 税 交 付 金		300,000	—	300,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	300,000	—	300,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,300,000	—	2,300,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,300,000	—	2,300,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		60,000	—	60,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	60,000	—	60,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		21,000	—	21,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	21,000	—	21,000
10 地 方 特 例 交 付 金		101,500	—	101,500
	1 地 方 特 例 交 付 金	101,000	—	101,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地 方 交 付 税		4,200,000	—	4,200,000
	1 地 方 交 付 税	4,200,000	—	4,200,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000	—	12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	—	12,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		314,456	—	314,456
	1 負 担 金	314,456	—	314,456

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		918,577	—	918,577
	1 使 用 料	648,703	—	648,703
	2 手 数 料	268,831	—	268,831
	3 証 紙 収 入	1,043	—	1,043
15 国 庫 支 出 金		7,364,601	153,750	7,518,351
	1 国 庫 負 担 金	5,654,919	—	5,654,919
	2 国 庫 補 助 金	997,815	—	997,815
	3 国 庫 委 託 金	20,203	—	20,203
	4 国 庫 交 付 金	691,664	153,750	845,414
16 府 支 出 金		3,247,368	—	3,247,368
	1 府 負 担 金	2,496,408	—	2,496,408
	2 府 補 助 金	389,019	—	389,019
	3 府 委 託 金	48,554	—	48,554
	4 府 交 付 金	313,387	—	313,387
17 財 産 収 入		19,288	—	19,288
	1 財 産 運 用 収 入	8,588	—	8,588
	2 財 産 売 払 収 入	10,700	—	10,700
18 寄 附 金		206,000	—	206,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	206, 000	—	206, 000
19 繰 入 金		3, 134, 270	—	3, 134, 270
	1 繰 入 金	3, 134, 270	—	3, 134, 270
20 諸 収 入		771, 740	—	771, 740
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	20, 000	—	20, 000
	2 市 預 金 利 子	55	—	55
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141, 600	—	141, 600
	4 収 益 事 業 収 入	300, 000	—	300, 000
	5 受 託 事 業 収 入	1, 500	—	1, 500
	6 雑 入	308, 585	—	308, 585
21 市 債		1, 499, 200	—	1, 499, 200
	1 市 債	1, 499, 200	—	1, 499, 200
歳 入 合 計		41, 631, 000	153, 750	41, 784, 750

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		375,359	—	375,359
	1 議 会 費	375,359	—	375,359
2 総 務 費		4,073,081	—	4,073,081
	1 総 務 管 理 費	3,092,611	—	3,092,611
	2 徴 税 費	489,932	—	489,932
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	269,692	—	269,692
	4 選 挙 費	155,023	—	155,023
	5 統 計 調 査 費	23,982	—	23,982
	6 監 査 委 員 費	41,841	—	41,841
3 民 生 費		18,520,055	153,750	18,673,805
	1 社 会 福 祉 費	8,568,476	—	8,568,476
	2 児 童 福 祉 費	8,169,097	153,750	8,322,847
	3 生 活 保 護 費	1,782,102	—	1,782,102
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		4,587,070	—	4,587,070
	1 保 健 衛 生 費	3,098,511	—	3,098,511
	2 清 掃 費	1,488,559	—	1,488,559
5 労 働 費		14,913	—	14,913

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 労 働 諸 費	14,913	—	14,913
6 農 林 水 産 業 費		54,859	—	54,859
	1 農 林 費	54,859	—	54,859
7 商 工 費		255,678	—	255,678
	1 商 工 費	255,678	—	255,678
8 土 木 費		3,131,432	—	3,131,432
	1 土 木 管 理 費	475,798	—	475,798
	2 道 路 橋 り よ う 費	637,752	—	637,752
	3 河 川 費	43,865	—	43,865
	4 都 市 計 画 費	1,809,782	—	1,809,782
	5 住 宅 費	163,867	—	163,867
	6 災 害 防 止 費	368	—	368
9 消 防 費		1,446,285	—	1,446,285
	1 消 防 費	1,446,285	—	1,446,285
10 教 育 費		5,060,738	—	5,060,738
	1 教 育 総 務 費	1,461,589	—	1,461,589
	2 小 学 校 費	786,632	—	786,632
	3 中 学 校 費	340,557	—	340,557

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	238,381	—	238,381
	5 給 食 セ ン タ ー 費	828,495	—	828,495
	6 社 会 教 育 費	1,405,084	—	1,405,084
11 公 債 費		3,856,401	—	3,856,401
	1 公 債 費	3,856,401	—	3,856,401
12 諸 支 出 金		49,647	—	49,647
	1 防 災 費	49,647	—	49,647
13 予 備 費		205,482	—	205,482
	1 予 備 費	205,482	—	205,482
歳 出 合 計		41,631,000	153,750	41,784,750

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	22,695,197	6,734	22,701,931
人件費	8,503,576	6,734	8,510,310
扶助費	10,335,220	—	10,335,220
公債費	3,856,401	—	3,856,401
投資的経費	2,154,276	—	2,154,276
その他	16,781,527	147,016	16,928,543
物件費	7,787,968	6,566	7,794,534
その他	8,993,559	140,450	9,134,009
合 計	41,631,000	153,750	41,784,750

一般会計

令和5年度		補正第2号		歳出款別節別内訳表											(単位：千円)
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1 報酬		160,358	170,840	335,083	96,406	1,234	8,217	14,105	16,655	26,002	1,015,950		123		1,844,973
2 給料		31,370	641,374	517,848	333,810	3,638	14,648	7,193	175,273	444,609	535,461				2,705,224
3 職員手当等		94,751	596,271	460,308	280,507	2,779	12,932	8,125	149,001	406,541	546,220		4,953		2,562,388
4 共済費		56,366	286,386	258,908	145,415	1,407	6,235	5,892	72,226	173,705	390,755				1,397,295
5 災害補償費			300							100	30				430
6 恩給及び退職年金															
7 報償費		158	96,292	21,539	89,379	30	732	1,876	20	6,096	60,438		294		276,854
8 旅費		4,299	18,766	11,588	5,890	15	281	1,336	2,154	4,258	50,393				98,980
9 交際費		1,000	1,600								485				3,085
10 需用費		4,882	251,389	83,569	418,486	157	6,166	4,819	103,380	54,102	405,642		10,924		1,343,516
11 役務費		1,341	114,317	33,645	21,525	89	225	380	882	4,975	29,867		7,582		214,828
12 委託料		5,002	1,022,732	672,913	1,836,364		977	19,465	791,644	10,751	1,217,969		24,832		5,602,649
13 使用料及び賃借料		1,577	432,411	37,075	18,751		773	2,616	139,680	3,226	239,506		14		875,629
14 工事請負費				16,000	27,000				720,000	3,900	262,310				1,029,210
15 原材料費				175	133				737	65	4,432				5,542
16 公有財産購入費															
17 備品購入費		301	6,327	5,184	37,816	20			16	214,177	52,258		30		316,129
18 負担金補助及び交付金		13,954	159,124	2,734,911	204,699	5,544	3,673	51,868	93,264	73,743	185,072		832		3,526,684
19 扶助費			185	10,257,204	19,516						58,315				10,335,220
20 貸付金				2,474				138,000							140,474
21 補償補填及び賠償金			100	200	100				3,030		5,550				8,980
22 償還金利子及び割引料			51,025		1,661						50	3,856,401			3,909,137
23 投資及び出資金															
24 積立金			223,571	3,561	30,000			3	9,861				63		267,059
25 寄附金															
26 公課費			71	30	698					935	35				1,769
27 繰出金				3,221,590	1,018,914				853,609	19,100					5,113,213
予備費														205,482	205,482
()%		(0.9)	(9.8)	(44.7)	(11.0)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(7.5)	(3.5)	(12.1)	(9.2)	(0.1)	(0.5)	(100.0)
計		375,359	4,073,081	18,673,805	4,587,070	14,913	54,859	255,678	3,131,432	1,446,285	5,060,738	3,856,401	49,647	205,482	41,784,750

一般会計

令和 5 年度		補正第 2 号		歳出性質別節別内訳表				(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他	
1	報酬	1,844,973			1,844,973				1,844,973
2	給料	2,705,224			2,705,224				2,705,224
3	職員手当等	2,562,388			2,562,388				2,562,388
4	共済費	1,397,295			1,397,295				1,397,295
5	災害補償費	430			430				430
6	恩給及び退職年金								
7	報償費						276,854		276,854
8	旅費						98,980		98,980
9	交際費						3,085		3,085
10	需用費					100,000	1,243,516		1,343,516
11	役務費						214,828		214,828
12	委託料					327,950	5,274,699		5,602,649
13	使用料及び賃借料					774	874,855		875,629
14	工事請負費					1,029,210			1,029,210
15	原材料費						5,542		5,542
16	公有財産購入費								
17	備品購入費					237,100	79,029		316,129
18	負担金補助及び交付金					443,042		3,083,642	3,526,684
19	扶助費		10,335,220		10,335,220				10,335,220
20	貸付金							140,474	140,474
21	補償補填及び賠償金							8,980	8,980
22	償還金利子及び割引料			3,856,401	3,856,401			52,736	3,909,137
23	投資及び出資金								
24	積立金							267,059	267,059
25	寄附金								
26	公課費							1,769	1,769
27	繰出金					16,200		5,097,013	5,113,213
	予備費							205,482	205,482
	計 ()%	(20.4)	(24.7)	(9.2)	(54.3)	(5.2)	(18.6)	(21.9)	(100.0)
		8,510,310	10,335,220	3,856,401	22,701,931	2,154,276	7,794,534	9,134,009	41,784,750

《 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 》

1. 事業目的

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給する。

2. 対象者

【ひとり親世帯分】

- ①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ②公的年金給付等の受給により令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
- ③家計が急変した者

【ひとり親世帯以外の子育て世帯分】

- ①本市から令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）の支給を受けた者
- ②家計が急変した者

3. 給付額

児童1人当たり5万円

4. 予算額 153,750千円

(内 訳)	人 件 費	6,734千円
	旅 費	240千円
	需 用 費	290千円
	役 務 費	1,039千円
	委 託 料	4,224千円
	使用料及び賃借料	773千円
	交 付 金	140,450千円

(財 源)	国庫支出金	153,750千円
-------	-------	-----------

債権の放棄に係る報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間において、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年池田市条例第 25 号）第 5 条の規定による改正前の池田市債権管理条例（平成 30 年池田市条例第 3 号）第 8 条の規定により市の債権を放棄したので、池田市債権管理条例第 8 条の規定により報告する。

令和 5 年 5 月 18 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

令和 4 年度中に放棄した市の債権について報告するものである。

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年池田市条例第２５号）第５条の規定による改正前の池田市債権管理条例（平成３０年池田市条例第３号。以下「条例」という。）第８条各号のいずれかに該当することにより、令和４年度中に放棄した非強制徴収債権及びその履行の遅滞に係る延滞金、遅延損害金その他の徴収金は以下のとおりである。

放棄する債権の名称（所属）			福祉貸付資金〔生活資金貸付金〕（福祉部）	
債権放棄年月日			令和5年3月2日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
1	平成20年4月1日	243,750	条例第8条第3号（消滅時効）	
2	平成20年9月8日	68,750	条例第8条第3号（消滅時効）	
	計	312,500		

放棄する債権の名称（所属）			使用料（市立池田病院事務局）	
債権放棄年月日			令和5年3月15日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
1	平成25年10月13日	1,000	条例第8条第3号（消滅時効）	
2	平成28年5月11日	102,890	条例第8条第3号（消滅時効）	
3	平成28年8月1日	36,316	条例第8条第3号（消滅時効）	
4	平成29年4月10日	78,570	条例第8条第3号（消滅時効）	
5	平成29年8月23日	17,530	条例第8条第3号（消滅時効）	
6	平成29年9月28日	291,734	条例第8条第3号（消滅時効）	
7	平成29年10月5日	287,843	条例第8条第3号（消滅時効）	
8	平成30年1月1日	59,834	条例第8条第3号（消滅時効）	
9	平成30年2月16日	105,112	条例第8条第3号（消滅時効）	
10	平成30年3月6日	181,572	条例第8条第3号（消滅時効）	
11	平成30年5月1日	136,304	条例第8条第3号（消滅時効）	
12	平成30年5月21日	131,770	条例第8条第3号（消滅時効）	
13	平成30年6月25日	85,990	条例第8条第3号（消滅時効）	
14	平成30年7月2日	108	条例第8条第3号（消滅時効）	
15	平成30年7月18日	1,669	条例第8条第3号（消滅時効）	
16	平成30年8月20日	59,984	条例第8条第3号（消滅時効）	
17	平成30年8月24日	69,450	条例第8条第3号（消滅時効）	
18	平成30年9月25日	28,276	条例第8条第3号（消滅時効）	
19	平成30年9月26日	78,780	条例第8条第3号（消滅時効）	
20	平成30年10月1日	62,780	条例第8条第3号（消滅時効）	
21	平成30年12月1日	103,838	条例第8条第3号（消滅時効）	
22	平成31年1月7日	9,293	条例第8条第3号（消滅時効）	
23	平成31年1月17日	12,373	条例第8条第3号（消滅時効）	

番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
24	平成31年2月13日	3,212	条例第8条第3号（消滅時効）	
25	平成31年2月25日	786	条例第8条第3号（消滅時効）	
26	平成31年3月1日	810	条例第8条第3号（消滅時効）	
	計	1,947,824		

放棄する債権の名称（所属）			使用料〔水道料金及びメーター料〕（上下水道部）	
債権放棄年月日			令和5年3月14日	
番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
1	平成17年1月18日	77,096	条例第8条第3号（消滅時効）	
2	平成17年1月18日	103,774	条例第8条第3号（消滅時効）	
3	平成17年10月28日	43,587	条例第8条第3号（消滅時効）	
4	平成19年2月28日	754,500	条例第8条第3号（消滅時効）	
5	平成20年5月28日	136,163	条例第8条第3号（消滅時効）	
6	平成24年6月28日	44,901	条例第8条第3号（消滅時効）	
7	平成26年5月28日	10,702	条例第8条第3号（消滅時効）	
8	平成28年4月18日	1,695	条例第8条第3号（消滅時効）	
9	平成28年4月18日	1,231	条例第8条第3号（消滅時効）	
10	平成28年4月18日	766	条例第8条第3号（消滅時効）	
11	平成28年4月18日	75	条例第8条第3号（消滅時効）	
12	平成28年4月18日	21,222	条例第8条第3号（消滅時効）	
13	平成28年4月18日	185,112	条例第8条第3号（消滅時効）	
14	平成28年4月18日	3,832	条例第8条第3号（消滅時効）	
15	平成28年4月18日	3,066	条例第8条第3号（消滅時効）	
16	平成28年4月18日	2,451	条例第8条第3号（消滅時効）	
17	平成28年4月18日	6,132	条例第8条第3号（消滅時効）	
18	平成28年4月18日	4,200	条例第8条第3号（消滅時効）	
19	平成28年4月18日	3,498	条例第8条第3号（消滅時効）	
20	平成28年4月18日	1,641	条例第8条第3号（消滅時効）	
21	平成28年4月18日	4,923	条例第8条第3号（消滅時効）	
22	平成28年4月18日	48,517	条例第8条第3号（消滅時効）	
23	平成28年4月18日	1,533	条例第8条第3号（消滅時効）	
24	平成28年4月28日	1,231	条例第8条第3号（消滅時効）	
25	平成28年4月28日	1,231	条例第8条第3号（消滅時効）	
26	平成28年4月28日	4,599	条例第8条第3号（消滅時効）	
27	平成28年4月28日	4,599	条例第8条第3号（消滅時効）	
28	平成28年4月28日	6,154	条例第8条第3号（消滅時効）	
29	平成28年4月28日	31,815	条例第8条第3号（消滅時効）	
30	平成28年4月28日	18,472	条例第8条第3号（消滅時効）	
31	平成28年4月28日	1,641	条例第8条第3号（消滅時効）	
32	平成28年4月28日	9,983	条例第8条第3号（消滅時効）	
33	平成28年4月28日	4,923	条例第8条第3号（消滅時効）	
34	平成28年4月28日	19,455	条例第8条第3号（消滅時効）	
35	平成28年5月17日	9,180	条例第8条第3号（消滅時効）	

番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
36	平成28年5月17日	9,936	条例第8条第3号(消滅時効)	
37	平成28年5月17日	2,683	条例第8条第3号(消滅時効)	
38	平成28年5月17日	4,599	条例第8条第3号(消滅時効)	
39	平成28年5月17日	4,923	条例第8条第3号(消滅時効)	
40	平成28年5月17日	4,923	条例第8条第3号(消滅時効)	
41	平成28年5月17日	3,282	条例第8条第3号(消滅時効)	
42	平成28年5月17日	4,264	条例第8条第3号(消滅時効)	
43	平成28年5月17日	51,384	条例第8条第3号(消滅時効)	
44	平成28年5月17日	2,299	条例第8条第3号(消滅時効)	
45	平成28年5月17日	4,102	条例第8条第3号(消滅時効)	
46	平成28年5月17日	1,641	条例第8条第3号(消滅時効)	
47	平成28年5月17日	12,591	条例第8条第3号(消滅時効)	
48	平成28年5月17日	126,887	条例第8条第3号(消滅時効)	
49	平成28年5月17日	766	条例第8条第3号(消滅時効)	
50	平成28年5月17日	11,802	条例第8条第3号(消滅時効)	
51	平成28年5月17日	1,533	条例第8条第3号(消滅時効)	
52	平成28年5月17日	1,533	条例第8条第3号(消滅時効)	
53	平成28年5月17日	16,399	条例第8条第3号(消滅時効)	
54	平成28年5月30日	2,051	条例第8条第3号(消滅時効)	
55	平成28年5月30日	820	条例第8条第3号(消滅時効)	
56	平成28年5月30日	6,564	条例第8条第3号(消滅時効)	
57	平成28年5月30日	1,533	条例第8条第3号(消滅時効)	
58	平成28年5月30日	3,282	条例第8条第3号(消滅時効)	
59	平成28年5月30日	23,594	条例第8条第3号(消滅時効)	
60	平成28年5月30日	4,599	条例第8条第3号(消滅時効)	
61	平成28年5月30日	1,803	条例第8条第3号(消滅時効)	
62	平成28年5月30日	2,775	条例第8条第3号(消滅時効)	
63	平成28年5月30日	4,599	条例第8条第3号(消滅時効)	
64	平成28年5月30日	41,701	条例第8条第3号(消滅時効)	
65	平成28年5月30日	1,306	条例第8条第3号(消滅時効)	
66	平成28年6月17日	9,126	条例第8条第3号(消滅時効)	
67	平成28年6月17日	3,078	条例第8条第3号(消滅時効)	
68	平成28年6月17日	4,590	条例第8条第3号(消滅時効)	
69	平成28年6月17日	6,102	条例第8条第3号(消滅時効)	
70	平成28年6月17日	2,322	条例第8条第3号(消滅時効)	
71	平成28年6月17日	4,590	条例第8条第3号(消滅時効)	
72	平成28年6月17日	3,282	条例第8条第3号(消滅時効)	
73	平成28年6月17日	7,862	条例第8条第3号(消滅時効)	
74	平成28年6月17日	1,803	条例第8条第3号(消滅時効)	
75	平成28年6月28日	1,533	条例第8条第3号(消滅時効)	
76	平成28年6月28日	4,923	条例第8条第3号(消滅時効)	
77	平成28年6月28日	4,923	条例第8条第3号(消滅時効)	
78	平成28年6月28日	1,641	条例第8条第3号(消滅時効)	

番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
79	平成28年7月18日	3,282	条例第8条第3号(消滅時効)	
80	平成28年7月18日	6,705	条例第8条第3号(消滅時効)	
81	平成28年7月18日	3,066	条例第8条第3号(消滅時効)	
82	平成28年7月18日	2,683	条例第8条第3号(消滅時効)	
83	平成28年7月18日	1,641	条例第8条第3号(消滅時効)	
84	平成28年7月18日	1,640	条例第8条第3号(消滅時効)	
85	平成28年7月18日	3,930	条例第8条第3号(消滅時効)	
86	平成28年7月28日	1,641	条例第8条第3号(消滅時効)	
87	平成28年7月28日	6,219	条例第8条第3号(消滅時効)	
88	平成28年7月28日	4,923	条例第8条第3号(消滅時効)	
89	平成28年7月28日	6,213	条例第8条第3号(消滅時効)	
90	平成28年8月16日	4,923	条例第8条第3号(消滅時効)	
91	平成28年8月16日	7,990	条例第8条第3号(消滅時効)	
92	平成28年8月16日	6,505	条例第8条第3号(消滅時効)	
93	平成28年8月29日	3,066	条例第8条第3号(消滅時効)	
94	平成28年8月29日	15,697	条例第8条第3号(消滅時効)	
95	平成28年8月29日	5,830	条例第8条第3号(消滅時効)	
96	平成28年9月16日	4,923	条例第8条第3号(消滅時効)	
97	平成28年9月16日	4,923	条例第8条第3号(消滅時効)	
98	平成28年9月16日	3,066	条例第8条第3号(消滅時効)	
99	平成28年9月16日	2,289	条例第8条第3号(消滅時効)	
100	平成28年9月16日	4,599	条例第8条第3号(消滅時効)	
101	平成28年9月16日	4,599	条例第8条第3号(消滅時効)	
102	平成28年9月28日	6,808	条例第8条第3号(消滅時効)	
103	平成28年9月28日	4,881	条例第8条第3号(消滅時効)	
104	平成28年9月28日	3,282	条例第8条第3号(消滅時効)	
105	平成28年10月18日	3,066	条例第8条第3号(消滅時効)	
106	平成28年10月18日	6,694	条例第8条第3号(消滅時効)	
107	平成28年10月18日	3,913	条例第8条第3号(消滅時効)	
108	平成28年10月18日	4,923	条例第8条第3号(消滅時効)	
109	平成28年10月18日	1,533	条例第8条第3号(消滅時効)	
110	平成28年10月28日	4,923	条例第8条第3号(消滅時効)	
111	平成28年10月28日	42,896	条例第8条第3号(消滅時効)	
112	平成28年10月28日	12,170	条例第8条第3号(消滅時効)	
113	平成28年10月28日	1,701	条例第8条第3号(消滅時効)	
114	平成28年11月16日	4,761	条例第8条第3号(消滅時効)	
115	平成28年11月16日	14,811	条例第8条第3号(消滅時効)	
116	平成28年11月16日	22,756	条例第8条第3号(消滅時効)	
117	平成28年11月16日	2,683	条例第8条第3号(消滅時効)	
118	平成28年11月16日	3,282	条例第8条第3号(消滅時効)	
119	平成28年11月16日	2,299	条例第8条第3号(消滅時効)	
120	平成28年11月29日	3,282	条例第8条第3号(消滅時効)	
121	平成28年11月29日	4,599	条例第8条第3号(消滅時効)	

番号	発生年月日	債権額(円)	放 棄 事 由	備 考
122	平成28年11月29日	4,923	条例第8条第3号 (消滅時効)	
123	平成28年12月16日	10,638	条例第8条第3号 (消滅時効)	
124	平成28年12月16日	3,282	条例第8条第3号 (消滅時効)	
125	平成28年12月16日	3,282	条例第8条第3号 (消滅時効)	
126	平成28年12月28日	1,641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
127	平成28年12月28日	3,282	条例第8条第3号 (消滅時効)	
128	平成28年12月28日	4,168	条例第8条第3号 (消滅時効)	
129	平成28年12月28日	5,982	条例第8条第3号 (消滅時効)	
130	平成29年1月17日	3,066	条例第8条第3号 (消滅時効)	
131	平成29年1月17日	64,314	条例第8条第3号 (消滅時効)	
132	平成29年1月17日	9,060	条例第8条第3号 (消滅時効)	
133	平成29年1月17日	1,641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
134	平成29年1月17日	1,641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
135	平成29年1月17日	3,282	条例第8条第3号 (消滅時効)	
136	平成29年1月17日	3,747	条例第8条第3号 (消滅時効)	
137	平成29年1月17日	1,916	条例第8条第3号 (消滅時効)	
138	平成29年1月17日	1,533	条例第8条第3号 (消滅時効)	
139	平成29年1月28日	2,872	条例第8条第3号 (消滅時効)	
140	平成29年1月28日	3,282	条例第8条第3号 (消滅時効)	
141	平成29年1月28日	3,282	条例第8条第3号 (消滅時効)	
142	平成29年1月28日	3,282	条例第8条第3号 (消滅時効)	
143	平成29年1月28日	3,282	条例第8条第3号 (消滅時効)	
144	平成29年1月28日	3,471	条例第8条第3号 (消滅時効)	
145	平成29年1月28日	9,180	条例第8条第3号 (消滅時効)	
146	平成29年2月16日	54	条例第8条第3号 (消滅時効)	
147	平成29年2月16日	54	条例第8条第3号 (消滅時効)	
148	平成29年2月16日	1,641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
149	平成29年2月16日	1,614	条例第8条第3号 (消滅時効)	
150	平成29年2月16日	1,533	条例第8条第3号 (消滅時効)	
151	平成29年2月28日	1,231	条例第8条第3号 (消滅時効)	
152	平成29年2月28日	1,722	条例第8条第3号 (消滅時効)	
153	平成29年2月28日	2,127	条例第8条第3号 (消滅時効)	
154	平成29年2月28日	1,641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
155	平成29年2月28日	1,231	条例第8条第3号 (消滅時効)	
156	平成29年2月28日	1,641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
157	平成29年3月16日	1,533	条例第8条第3号 (消滅時効)	
158	平成29年3月16日	11,091	条例第8条第3号 (消滅時効)	
159	平成29年3月16日	1,641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
160	平成29年3月16日	1,641	条例第8条第3号 (消滅時効)	
161	平成29年3月16日	5,346	条例第8条第3号 (消滅時効)	
162	平成29年3月16日	54	条例第8条第3号 (消滅時効)	
163	平成29年3月16日	383	条例第8条第3号 (消滅時効)	
164	平成29年3月28日	1,641	条例第8条第3号 (消滅時効)	

番号	発生年月日	債権額(円)	放棄事由	備考
165	平成29年3月28日	1,695	条例第8条第3号（消滅時効）	
166	平成29年3月28日	162	条例第8条第3号（消滅時効）	
167	平成29年3月28日	1,641	条例第8条第3号（消滅時効）	
168	平成29年3月28日	1,695	条例第8条第3号（消滅時効）	
169	平成29年3月28日	1,231	条例第8条第3号（消滅時効）	
	計	2,455,757		

池田市監査委員の選任について

下記の者を池田市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

三 原 健 吾

 生

令和 5 年 5 月 18 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市監査委員として識見を有する者のうちから選任されている三原健吾氏は、来る令和 5 年 5 月 31 日をもって任期満了となるので、その後任を選任するものである。

池田市監査委員の選任について

下記の者を池田市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名

年 月 日生

※議会運営の都合上、選任する候補者の住所、氏名及び生年月日は表示なし

令和 5 年 5 月 18 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市監査委員として議会議員のうちから選任されていた荒木眞澄氏は、令和 5 年 4 月 30 日をもって任期満了となったので、その後任を選任するものである。

議案第 37 号

令和 5 年度池田市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度池田市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 693,583 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,478,333 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 18 日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		7,518,351	693,583	8,211,934
	4 国 庫 交 付 金	845,414	693,583	1,538,997
歳 入 合 計		41,784,750	693,583	42,478,333

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		18,673,805	488,501	19,162,306
	1 社 会 福 祉 費	8,568,476	488,501	9,056,977
10 教 育 費		5,060,738	205,790	5,266,528
	5 給 食 セ ン タ ー 費	828,495	205,790	1,034,285
13 予 備 費		205,482	△708	204,774
	1 予 備 費	205,482	△708	204,774
歳 出 合 計		41,784,750	693,583	42,478,333

令和 5 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 3 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金	7,518,351	693,583	8,211,934
歳 入 合 計	41,784,750	693,583	42,478,333

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	18,673,805	488,501	19,162,306	487,793			708
10 教 育 費	5,060,738	205,790	5,266,528	205,790			
13 予 備 費	205,482	△708	204,774				△708
歳 出 合 計	41,784,750	693,583	42,478,333	693,583			0

歳

入

2 歳 入

(款) 15 国 庫 支 出 金

(項) 4 国 庫 交 付 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総 務 費 国 庫 交 付 金	5, 232	693, 583	698, 815	3 新型コ ロナ ウイ ルス 感 染 症 対 応 地 方 創 生 臨 時 交 付 金	693, 583	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 693, 583 追加
計	845, 414	693, 583	1, 538, 997			

歳

出

3 歳 出

(款) 3 民 生 費

(項) 1 社 会 福 祉 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明							
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額								
				国府支出金	地 方 債	そ の 他											
1 社会福祉 総 務 費	4, 850, 041	488, 501	5, 338, 542	487, 793			708	3 職員手当等	1, 824	時間外勤務手当 1, 824 追加							
								10 需 用 費	300	消耗品費 300 追加							
								11 役 務 費	5, 527	通信運搬費 2, 134 追加 電信料 470 追加 郵便料 1, 664 追加 手数料 3, 393 追加							
								12 委 託 料	60, 000	住民税非課税世帯臨時特別 給付金業務委託料 60, 000 追加							
								13 使用料及 び賃借料	850	機器借上料 360 追加 会場借上料 490 追加							
								18 負担金補助 及び交付金	420, 000	交付金 420, 000 追加							
								計	8, 568, 476	488, 501	9, 056, 977	487, 793			708		

(款) 10 教 育 費

(項) 5 給 食 セ ン タ ー 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 給食センター管理費	828, 495	205, 790	1, 034, 285	205, 790				18 負担金補助及び交付金	205, 790	補助金 205, 790 追加 学校給食費円滑運用資金 補助
計	828, 495	205, 790	1, 034, 285	205, 790						

(款) 13 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	205, 482	△708	204, 774				△708			予備費 △708 減額
計	205, 482	△708	204, 774				△708			

補正予算給与費明細書

一般職

()内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(1,073) 人 632	千円 1,566,632	千円 2,670,532	千円 2,420,152	千円 6,657,316	千円 1,343,144	千円 8,000,460
補 正 前	(1,073) 人 632	1,566,632	2,670,532	2,418,328	6,655,492	1,343,144	7,998,636
比 較	(0) 人 0	0	0	1,824	1,824	0	1,824

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	増 減 事 由
	補 正 後	千円 176,708	住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業に伴う増加
	補 正 前	174,884	
	比 較	1,824	

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,726,700	—	16,726,700
	1 市 民 税	7,913,900	—	7,913,900
	2 固 定 資 産 税	6,638,000	—	6,638,000
	3 軽 自 動 車 税	127,800	—	127,800
	4 市 た ば こ 税	561,000	—	561,000
	5 入 湯 税	3,000	—	3,000
	6 都 市 計 画 税	1,483,000	—	1,483,000
2 地 方 譲 与 税		210,300	—	210,300
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	34,000	—	34,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	114,000	—	114,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	51,000	—	51,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	11,300	—	11,300
3 利 子 割 交 付 金		14,000	—	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000	—	14,000
4 配 当 割 交 付 金		140,000	—	140,000
	1 配 当 割 交 付 金	140,000	—	140,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		70,000	—	70,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000	—	70,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 法 人 事 業 税 交 付 金		300,000	—	300,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	300,000	—	300,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,300,000	—	2,300,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,300,000	—	2,300,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		60,000	—	60,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	60,000	—	60,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		21,000	—	21,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	21,000	—	21,000
10 地 方 特 例 交 付 金		101,500	—	101,500
	1 地 方 特 例 交 付 金	101,000	—	101,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地 方 交 付 税		4,200,000	—	4,200,000
	1 地 方 交 付 税	4,200,000	—	4,200,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000	—	12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	—	12,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		314,456	—	314,456
	1 負 担 金	314,456	—	314,456

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		918,577	—	918,577
	1 使 用 料	648,703	—	648,703
	2 手 数 料	268,831	—	268,831
	3 証 紙 収 入	1,043	—	1,043
15 国 庫 支 出 金		7,518,351	693,583	8,211,934
	1 国 庫 負 担 金	5,654,919	—	5,654,919
	2 国 庫 補 助 金	997,815	—	997,815
	3 国 庫 委 託 金	20,203	—	20,203
	4 国 庫 交 付 金	845,414	693,583	1,538,997
16 府 支 出 金		3,247,368	—	3,247,368
	1 府 負 担 金	2,496,408	—	2,496,408
	2 府 補 助 金	389,019	—	389,019
	3 府 委 託 金	48,554	—	48,554
	4 府 交 付 金	313,387	—	313,387
17 財 産 収 入		19,288	—	19,288
	1 財 産 運 用 収 入	8,588	—	8,588
	2 財 産 売 払 収 入	10,700	—	10,700
18 寄 附 金		206,000	—	206,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	206, 000	—	206, 000
19 繰 入 金		3, 134, 270	—	3, 134, 270
	1 繰 入 金	3, 134, 270	—	3, 134, 270
20 諸 収 入		771, 740	—	771, 740
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	20, 000	—	20, 000
	2 市 預 金 利 子	55	—	55
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141, 600	—	141, 600
	4 収 益 事 業 収 入	300, 000	—	300, 000
	5 受 託 事 業 収 入	1, 500	—	1, 500
	6 雑 入	308, 585	—	308, 585
21 市 債		1, 499, 200	—	1, 499, 200
	1 市 債	1, 499, 200	—	1, 499, 200
歳 入 合 計		41, 784, 750	693, 583	42, 478, 333

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		375,359	—	375,359
	1 議 会 費	375,359	—	375,359
2 総 務 費		4,073,081	—	4,073,081
	1 総 務 管 理 費	3,092,611	—	3,092,611
	2 徴 税 費	489,932	—	489,932
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	269,692	—	269,692
	4 選 挙 費	155,023	—	155,023
	5 統 計 調 査 費	23,982	—	23,982
	6 監 査 委 員 費	41,841	—	41,841
3 民 生 費		18,673,805	488,501	19,162,306
	1 社 会 福 祉 費	8,568,476	488,501	9,056,977
	2 児 童 福 祉 費	8,322,847	—	8,322,847
	3 生 活 保 護 費	1,782,102	—	1,782,102
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		4,587,070	—	4,587,070
	1 保 健 衛 生 費	3,098,511	—	3,098,511
	2 清 掃 費	1,488,559	—	1,488,559
5 労 働 費		14,913	—	14,913

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 労 働 諸 費	14,913	—	14,913
6 農 林 水 産 業 費		54,859	—	54,859
	1 農 林 費	54,859	—	54,859
7 商 工 費		255,678	—	255,678
	1 商 工 費	255,678	—	255,678
8 土 木 費		3,131,432	—	3,131,432
	1 土 木 管 理 費	475,798	—	475,798
	2 道 路 橋 り よ う 費	637,752	—	637,752
	3 河 川 費	43,865	—	43,865
	4 都 市 計 画 費	1,809,782	—	1,809,782
	5 住 宅 費	163,867	—	163,867
	6 災 害 防 止 費	368	—	368
9 消 防 費		1,446,285	—	1,446,285
	1 消 防 費	1,446,285	—	1,446,285
10 教 育 費		5,060,738	205,790	5,266,528
	1 教 育 総 務 費	1,461,589	—	1,461,589
	2 小 学 校 費	786,632	—	786,632
	3 中 学 校 費	340,557	—	340,557

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	238,381	—	238,381
	5 給 食 セ ン タ ー 費	828,495	205,790	1,034,285
	6 社 会 教 育 費	1,405,084	—	1,405,084
11 公 債 費		3,856,401	—	3,856,401
	1 公 債 費	3,856,401	—	3,856,401
12 諸 支 出 金		49,647	—	49,647
	1 防 災 費	49,647	—	49,647
13 予 備 費		205,482	△708	204,774
	1 予 備 費	205,482	△708	204,774
歳 出 合 計		41,784,750	693,583	42,478,333

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
義務的経費	22,701,931	1,824	22,703,755
人 件 費	8,510,310	1,824	8,512,134
扶 助 費	10,335,220	—	10,335,220
公 債 費	3,856,401	—	3,856,401
投資的経費	2,154,276	—	2,154,276
そ の 他	16,928,543	691,759	17,620,302
物 件 費	7,794,534	66,677	7,861,211
そ の 他	9,134,009	625,082	9,759,091
合 計	41,784,750	693,583	42,478,333

一般会計

令和５年度		補正第３号		歳出款別節別内訳表											(単位：千円)	
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計	
1 報酬		160,358	170,840	335,083	96,406	1,234	8,217	14,105	16,655	26,002	1,015,950		123		1,844,973	
2 給料		31,370	641,374	517,848	333,810	3,638	14,648	7,193	175,273	444,609	535,461				2,705,224	
3 職員手当等		94,751	596,271	462,132	280,507	2,779	12,932	8,125	149,001	406,541	546,220		4,953		2,564,212	
4 共済費		56,366	286,386	258,908	145,415	1,407	6,235	5,892	72,226	173,705	390,755				1,397,295	
5 災害補償費			300							100	30				430	
6 恩給及び退職年金																
7 報償費		158	96,292	21,539	89,379	30	732	1,876	20	6,096	60,438		294		276,854	
8 旅費		4,299	18,766	11,588	5,890	15	281	1,336	2,154	4,258	50,393				98,980	
9 交際費		1,000	1,600								485				3,085	
10 需用費		4,882	251,389	83,869	418,486	157	6,166	4,819	103,380	54,102	405,642		10,924		1,343,816	
11 役務費		1,341	114,317	39,172	21,525	89	225	380	882	4,975	29,867		7,582		220,355	
12 委託料		5,002	1,022,732	732,913	1,836,364		977	19,465	791,644	10,751	1,217,969		24,832		5,662,649	
13 使用料及び賃借料		1,577	432,411	37,925	18,751		773	2,616	139,680	3,226	239,506		14		876,479	
14 工事請負費				16,000	27,000				720,000	3,900	262,310				1,029,210	
15 原材料費				175	133				737	65	4,432				5,542	
16 公有財産購入費																
17 備品購入費		301	6,327	5,184	37,816	20			16	214,177	52,258		30		316,129	
18 負担金補助及び交付金		13,954	159,124	3,154,911	204,699	5,544	3,673	51,868	93,264	73,743	390,862		832		4,152,474	
19 扶助費			185	10,257,204	19,516						58,315				10,335,220	
20 貸付金				2,474				138,000							140,474	
21 補償補填及び賠償金			100	200	100				3,030		5,550				8,980	
22 償還金利子及び割引料			51,025		1,661						50	3,856,401			3,909,137	
23 投資及び出資金																
24 積立金			223,571	3,561	30,000			3	9,861				63		267,059	
25 寄附金																
26 公課費			71	30	698					935	35				1,769	
27 繰出金				3,221,590	1,018,914				853,609	19,100					5,113,213	
予備費														204,774	204,774	
()%		(0.9)	(9.6)	(45.1)	(10.8)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(7.4)	(3.4)	(12.4)	(9.1)	(0.1)	(0.5)	(100.0)	
計		375,359	4,073,081	19,162,306	4,587,070	14,913	54,859	255,678	3,131,432	1,446,285	5,266,528	3,856,401	49,647	204,774	42,478,333	

一般会計

令和 5 年度		補正第 3 号		歳出性質別節別内訳表					(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計	
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他		
1 報酬		1,844,973			1,844,973				1,844,973	
2 給料		2,705,224			2,705,224				2,705,224	
3 職員手当等		2,564,212			2,564,212				2,564,212	
4 共済費		1,397,295			1,397,295				1,397,295	
5 災害補償費		430			430				430	
6 恩給及び退職年金										
7 報償費								276,854	276,854	
8 旅費							98,980		98,980	
9 交際費							3,085		3,085	
10 需用費						100,000	1,243,816		1,343,816	
11 役務費							220,355		220,355	
12 委託料						327,950	5,334,699		5,662,649	
13 使用料及び賃借料						774	875,705		876,479	
14 工事請負費						1,029,210			1,029,210	
15 原材料費							5,542		5,542	
16 公有財産購入費										
17 備品購入費						237,100	79,029		316,129	
18 負担金補助及び交付金						443,042		3,709,432	4,152,474	
19 扶助費			10,335,220		10,335,220				10,335,220	
20 貸付金								140,474	140,474	
21 補償補填及び賠償金								8,980	8,980	
22 償還金利子及び割引料				3,856,401	3,856,401			52,736	3,909,137	
23 投資及び出資金										
24 積立金								267,059	267,059	
25 寄附金										
26 公課費								1,769	1,769	
27 繰出金						16,200		5,097,013	5,113,213	
予備費								204,774	204,774	
計 ()%		(20.0)	(24.3)	(9.1)	(53.4)	(5.1)	(18.5)	(23.0)	(100.0)	
		8,512,134	10,335,220	3,856,401	22,703,755	2,154,276	7,861,211	9,759,091	42,478,333	

《 住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業 》

1. 事業目的

エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を受けている住民税非課税世帯を支援する取組として、臨時・特別の給付金を支給する。

2. 対象者

基準日（令和5年6月1日）において、世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯の世帯主

3. 給付額

1世帯当たり3万円

4. 予算額 488,501千円

(内 訳)	人 件 費	1,824千円
	需 用 費	300千円
	役 務 費	5,527千円
	委 託 料	60,000千円
	使用料及び賃借料	850千円
	交 付 金	420,000千円
(財 源)	国庫支出金	487,793千円
	一 般 財 源	708千円

《 小学校給食費無償化事業 》

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を受けている保護者の負担軽減を図るため、小学校の給食費を無償化する。

2. 事業内容

令和5年度における小学校の給食費を無償化する。

3. 補助額

小学校給食費無償化分	205,790千円
------------	-----------

4. 予算額 205,790千円

(内 訳)	補助金	205,790千円
-------	-----	-----------

(財 源)	国庫支出金	205,790千円
-------	-------	-----------